

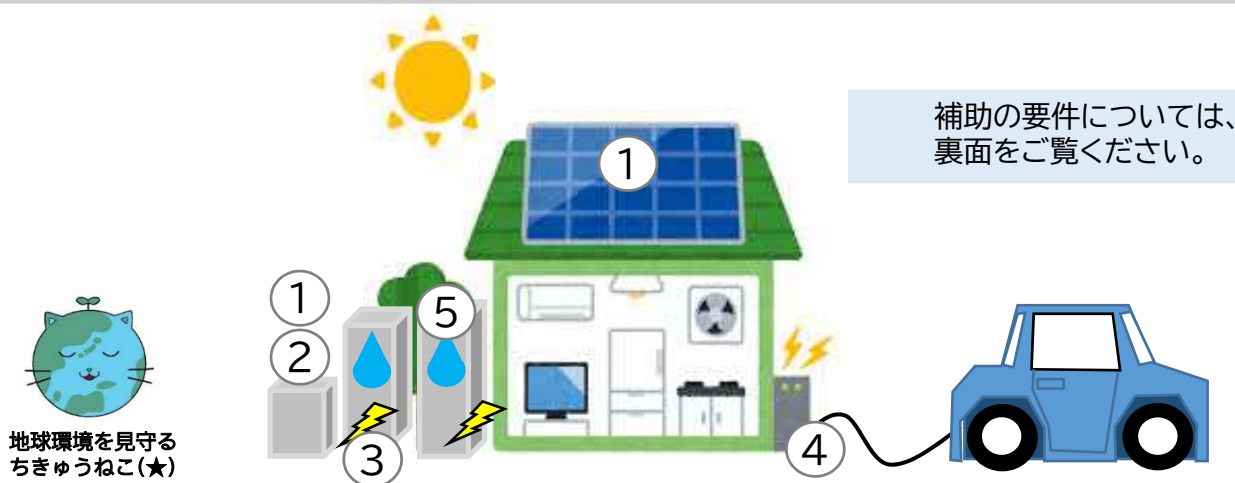
# 令和8年度 郡山市ゼロカーボン推進事業補助金 ～ 住宅用 ～

家庭における二酸化炭素排出量削減のため、ゼロカーボンに資する設備の設置費用に対し助成します。

申請期間: **令和8年4月20日(月)～令和9年3月15日(月)まで**

※ **先着順**です。補助金額が終了した場合は、**期間内であっても募集を締め切ります。**

※書類は直接、環境政策課窓口へお持ちください。**(郵送不可)**



- |   |  |            |             |
|---|--|------------|-------------|
| ① | 蓄電池・太陽光セット<br>太陽の力で電気をつくり、電気を蓄えます。                                       | 再エネ 蓄エネ 防災 | 定額 130,000円 |
| ② | 蓄電池<br>電気を蓄えます。  | 蓄エネ 防災     | 定額 100,000円 |
| ③ | エネファーム<br>ガスから水素をつくり発電、給湯します。  | 省エネ        | 定額 50,000円  |
| ④ | V2H<br>住宅とBEV間において充電、給電します。 <b>※V2H規格以外のものは対象外です。</b>                    | 蓄エネ 防災     | 定額 50,000円  |
| ⑤ | 石油又はガス給湯器のエコキュート入替え等<br>空気中の熱を利用し電気で給湯します。 <b>※対象要件が令和7年度から変更となりました。</b> | 省エネ        | 定額 30,000円  |

問合せ 郡山市環境政策課 TEL:024-924-2731

詳しくはウェブで【郡山市公式ウェブサイトで「ゼロカーボン」と検索】

※マイナンバーカードによるオンライン申請が可能です(申請者本人入力のみ)

【窓口時間】土・日・祝日・12/29～翌年1/3を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

詳しくはこちら



# 申請に伴うチェックリスト

詳細は、「郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱」を御確認ください。

## 補助対象者・補助対象設備について

- 市内に住民票がある(または単身赴任であり、家族は市内に住民票がある)。
- 対象設備は自らが居住する住宅に設置する。
- 設置する設備は自らが所有する(リース、PPA等ではない)。
- 次のどちらかが令和8年1月1日から令和9年2月28日までの期間である。
  - (1)新築住宅・建売住宅 →建物登記の権利部(甲区)の受付年月日
  - (2)既設住宅に設置 →工事請負契約日・工事日・領収書日のすべて
- 自らが居住する住宅は賃貸契約していない。
- 郡山市税を滞納していない。
- 過去に郡山市からこの補助金及び太陽光に係る補助金(同じ設備によるもの)を受けていない。
- 暴力団関係者等ではない。
- 【太陽光・蓄電池セット】蓄電池は(一社)環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている。
- 【蓄電池】蓄電池は(一社)環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている。
- 【V 2 H】(一社)次世代自動車振興センター(NeV)に登録されている。
- 【エコキュート】新築・建売住宅への設置又は既設住宅の石油・ガス給湯器からの入替えによるもの。

## 【紙申請】申請に必要な書類について

- 1  (第1号様式) ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書
- 2  (第2号様式) 収支決算書
- 3  (第3号様式) 郡山市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請写真台紙(カラー写真)
  - 住宅全体  対象設備(パソコン等付属機器も含めすべて)
  - 申請者氏名・撮影日が記載されている。  エコキュートの場合、既存設備の撤去前・撤去後
- 4  契約書の写し
  - 収入印紙の貼付けがある。(電子契約の場合は不要。電子契約が確認できる資料を添付)
  - 契約締結日の記載がある。
  - 申請者本人が契約者である。
  - 対象設備の金額内訳が記載してある。(契約書に内訳がない場合は別の書類で確認できる)
- 5  領収書の写し
  - 申請者本人の宛名である。
- 6  通帳の写し等(ネット銀行の本人画面の写し、キャッシュカードの写しなど)
  - 金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人(カナ)が記載されている。
- 7  【新築・建売のみ】建物の登記事項証明書の写し
  - 法務局の窓口で交付された証明書である。  証明書交付日が3ヶ月以内である。
  - 権利部(甲区)の所有者が申請者と同一。
- 8  設備のメーカー名・型式・型番が確認できる資料  
(蓄電池+太陽光セットの太陽光パネル、エネファーム及びエコキュートについては不要)  
(蓄電池はパッケージ番号が確認できる補足資料も)  
・銘板の写真や、申請者情報が記載された保証書等
- 9  窓口に直接提出する(郵送不可)か、またはオンライン申請で提出する。
- 10  訂正がある場合、修正液でなく訂正印又は本人サインで修正している。  
※ 書類に捨印が無い場合、訂正の必要が生じた際は書類をお返しすることがあります。